



第3章

計画の基本理念及び基本方針と施策の体系



第3章では、令和2年度からの深谷市の子ども・子育て支援施策の方向性となる「基本理念」「基本方針」「計画の体系」を掲載しています。

3-1 基本理念

(1) 基本理念

本計画においては、子ども・子育て支援を推進するにあたり、深谷市が目指すべき基本理念について、第1期計画を継承し、次のとおり掲げます。

～基本理念～

「子どもの笑顔と元気があふれるまち ふかや」



本市では、子どもの笑顔あふれるまちの実現に向けて、子どもたちが元気で健やかに暮らし、生きる力を育むとともに、すべての家庭が安心して子育てができるよう、子どもの育ちや子育てを、社会全体で支えていくことを目指して、総合的に子ども・子育て支援を推進していきます。

また、児童福祉法に示される、児童が良好な環境において生まれ、心身ともに健やかに育成されるよう努めることや、児童が等しく生活を保障され、愛され保護されなければならないとする考え方を基底に置きながら、「児童の権利に関する条約」に掲げられる、すべての子どもの生命と人権の尊重が実現されなければなりません。

さらに、子ども・子育て支援法第2条の基本理念には「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。」と明文化されています。

本市では、安心して子どもを産み育て、次代を担う子ども一人ひとりが将来に希望をもって育つよう、行政をはじめ、家庭、地域がそれぞれの役割を担いながら、連携・協力を図り、社会全体で子ども・子育てを支援する取組みを進めます。



3-2 基本方針

基本理念を踏まえ、計画の基本方針を次のとおり定めます。

1. 次代を担う子ども一人ひとりが心豊かに育つまちを目指します

子ども・子育て支援法に基づく基本指針においては、「子どもの最善の利益」の実現と、一人ひとりの子どもをかけがえのない個性ある存在として認め、健やかな育ちを等しく保障する社会を目指すことが謳われています。

子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の教育・保育を提供します。

2. 保護者一人ひとりが安心して子育てできるまちを目指します

子育ては、本来的に大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みですが、時に困難も伴います。

保護者の子育てに対する様々な負担や不安、孤立感を和らげるとともに、保護者が自信と喜びをもって子育てに取り組むことができるよう支援を行います。

また、すべての子どもの健やかな育ちと、家庭における子育てへの支援向上に向けた取組みを進めます。

3. 地域全体で子育て家庭を支えるまちを目指します

子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、地域全体で子育てを支えていくために、地域との連携を図り、地域で子育てしやすい環境を整えます。また、働き方が多様化する中で、子どもの安全な居場所を確保し、地域における子ども・子育て支援の充実を図ります。

3-3 計画の体系

(1) 施策目標

基本理念及び基本方針に基づき、次の4つの施策目標を設定し、子ども・子育て支援施策を推進します。

1. 地域で安心して出産し、子育てができる環境の整備

- 地域で安心して出産し、子育てに臨めるよう、子育て支援に関する情報提供・相談体制の充実を図り、また、地域における子育てのネットワークづくりを進めることで、子育て家庭を地域で支える仕組みづくりを行います。
- 妊娠期から出産、乳幼児期を通じ、母と子どもの健康が確保されるよう、各種健康診査や予防接種、家庭訪問などを実施し、また、様々な機会を捉えて適切な情報提供や指導を行います。

2. 質の高い幼児期の教育・保育の提供

- 小学校就学前の子どもに対して、それぞれの家庭に必要な教育・保育を提供できる体制を整えます。また、引き続き待機児童を発生させないための取組みを進めます。
- 一時保育、休日保育、延長保育、病後児保育など、質・量ともに保育事業の充実を図り、多様な保育ニーズに対応した取組みを進めます。

3. 多様な子ども、子育て家庭への生活支援

- ひとり親家庭への各種支援施策に関する情報提供・相談体制の充実を図り、就業・自立に向けた支援の取組みを進めます。
- 児童虐待の未然防止・早期対応の取組みを進めるとともに、被虐待児童やその家族への支援を行います。
- 子どもの障害等についての早期把握と、それぞれの状況に応じた適切な支援につなげる取組みを進めます。
- 安心して子育てができる環境づくりを進めるため、児童手当の支給や子どもの医療費の助成を行い、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。また、子どもの貧困対策を推進するため、引き続き必要な環境整備を進めます。

4. 放課後の居場所づくり

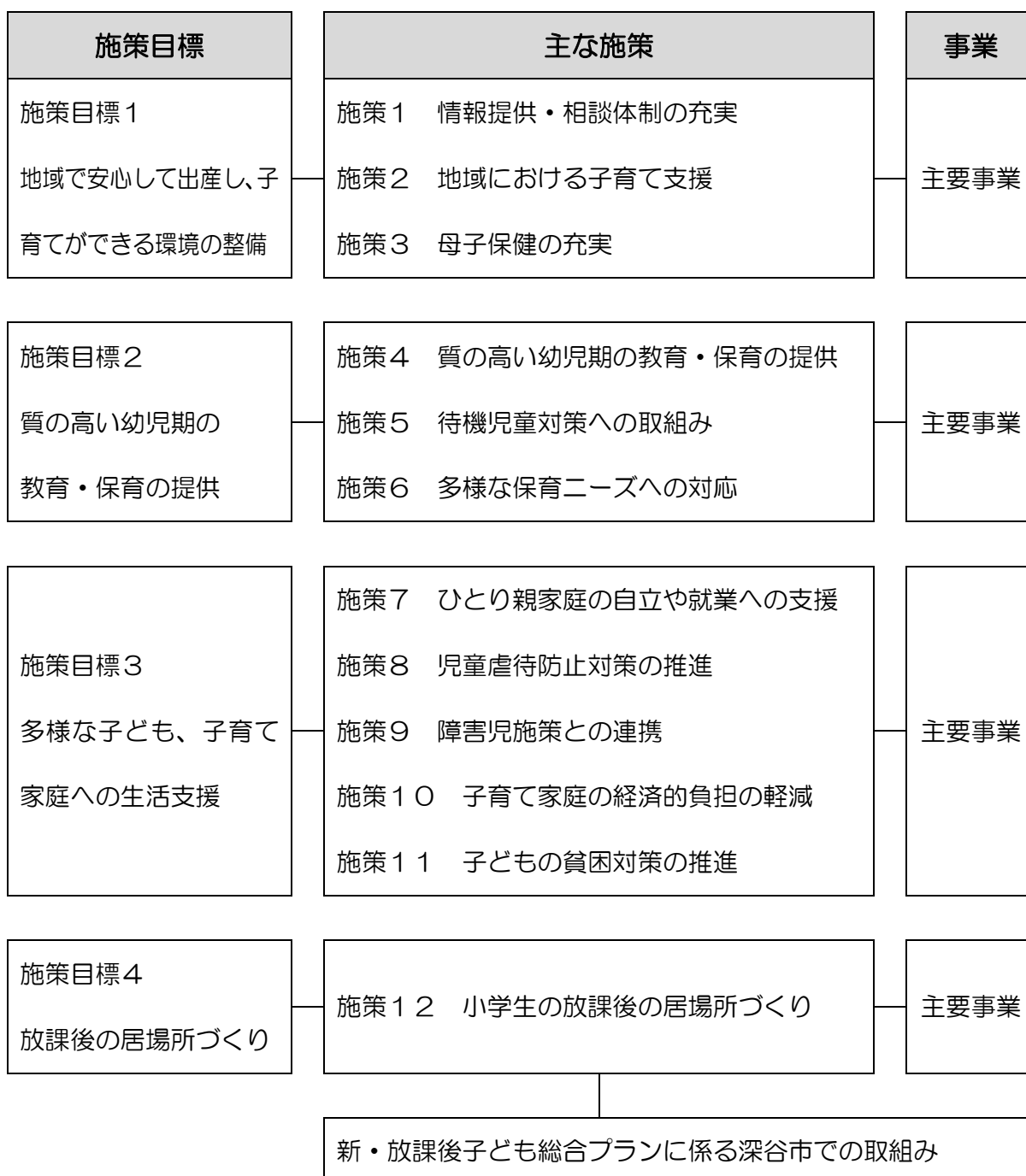
- 次代を担う子どもたちの健全な育成を図るため、小学生の放課後の安全・安心な居場所づくりを推進します。



(2) 施策の体系

基本理念	子どもの笑顔と元気があふれるまち ふかや
基本方針	1. 次代を担う子ども一人ひとりが心豊かに育つまちを目指します 2. 保護者一人ひとりが安心して子育てできるまちを目指します 3. 地域全体で子育て家庭を支えるまちを目指します

子ども・子育て支援施策の展開



第3章
計画の基本理念及び基本方針と施策の体系